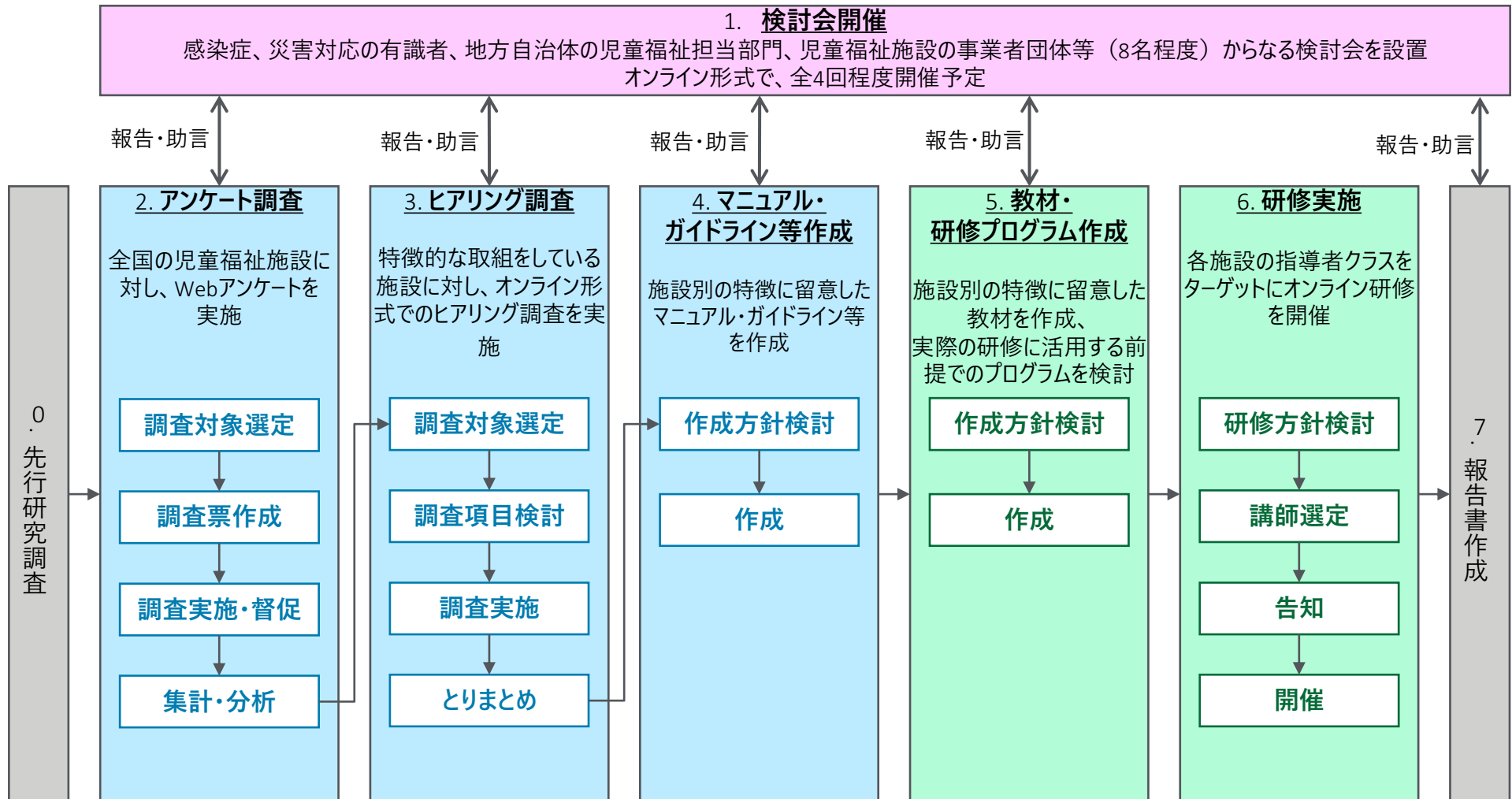


感染症対策マニュアル・事業継続ガイドラインの 策定状況等について

令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童福祉施設における
感染防止対策に関する調査研究」及び「感染症等発生時の児童福祉施設に
おける業務継続の在り方に関する調査研究」受託事業者作成資料抜粋

検討会で有識者に助言等をいただきながら、アンケート・ヒアリング調査を行い、適切なマニュアル・ガイドライン等作成し、それらを活用するための研修を実施

調査の全体像



児童福祉施設における感染防止対策に関する検討会

感染症等発生時の児童福祉施設における業務継続の在り方に関する検討会

(合同開催)

委員名簿

◎五十嵐 隆(国立成育医療研究センター 理事長)

泉川 公一(長崎大学 副学長 兼

長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科 教授)

猪瀬 小百合(練馬区 教育委員会 事務局 こども家庭部保育課 保育所保健係長)

大沢 恵美子(社会福祉法人 二葉保育園 二葉乳児院 家庭支援専門相談員)

鍵屋 一(跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授)

高橋 利一(日本児童養護実践学会 理事長)

多屋 馨子(国立感染症研究所 感染症疫学センター 総括研究官)

中野 貴司(川崎医科大学 小児科 教授)

長谷川 万由美(宇都宮大学 共同教育学部 教授)

早坂 聡久(東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科 准教授)

福井 孝子(静岡県教育委員会 幼児教育推進室 室長)

宮本 隆史(社会福祉法人 善光会 理事)

依田 秀任(一般財団法人 児童健全育成推進財団 業務執行理事)

◎:座長

(敬称略・五十音順)

感染症対策マニュアル
骨子（案）

目次

I.	全施設共通	2
II.	児童福祉施設全般	2
III.	保育施設	4
IV.	児童養護施設	4
V.	乳児院	5
VI.	児童館	6
VII.	障がい児入所施設	7
VIII.	児童発達支援センター	8
IX.	助産施設	9
X.	母子生活支援施設	9
XI.	児童心理治療施設	10
XII.	児童自立支援施設	11
XIII.	児童家庭支援センター	12

I. 全施設共通

1. 感染症について：感染症の基礎知識・基本的事項

- ① 感染症とは：感染症の発症の仕組み
- ② 基本的な感染症対策
 - 感染経路別感染症対策
 - ✓ 感染経路
 - ✓ 飛沫感染対策
 - ✓ 空気感染対策
 - ✓ 接触感染対策
 - ✓ 経口感染対策
 - ✓ 血液媒介感染対策
 - ✓ 虫・動物媒介感染対策
- ③ 標準予防策
 - 換気
 - 手洗い
 - 防護服
 - 消毒の方法・注意点
 - 体調管理方法【健康チェックシートのフォーマット】
 - 嘔吐物や排泄物等の汚物は感染の原因となるため適切に処理・消毒を行う
- ④ 新型コロナウイルス感染症とは：基本的事項
 - 新型コロナウイルスの感染経路：飛沫感染と接触感染のため対策する・子どもの感染経路は家庭内感染が多い
 - 特徴：特徴的な症状・子どもは無症状、軽症者の割合が高く、気づかぬうちに感染が広がっている可能性あり
 - 濃厚接触者の定義：患者と同居あるいは長時間の接触（判断の目安：1 m以内かつ 15 分以上の接触）

II. 児童福祉施設全般

1. 児童福祉施設の特徴

- ① 児童福祉施設の特徴
 - 乳児・幼児が利用者に含まれる
 - ✓ 大人のケアが必要
 - ✓ 利用者自身の抵抗力・免疫力が低い等で重症化の恐れが高い
 - ✓ 感染予防行為に制限がある（マスクができない、子ども同士密

接に接触する)

- 子どもの保護者とのコミュニケーションが重要
- 地域全体で子どもの健康と安全を守る公的な児童福祉施設である

2. 児童福祉施設全般の感染症対策

① 子どもがかかりやすい感染症：子どもの感染症と罹患歴・予防接種歴を確認する

- 麻疹（はしか）
- インフルエンザ
- 風しん
- 水痘（水ぼうそう）
- おたふくかぜ
- 結核
- プール熱
- 百日咳
- 腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111）

② 年齢別感染症対策

- 乳児
- 幼児
- 学童
- 中高生（学童以上）

③ 障がい有無別の感染症対策（身体・知的・精神）

- 身体障がい
- 知的障がい
- 精神障がい（発達障がい）
- 無し

⑤ 保護者との情報提供・連携

- 体調や体調の変化の共有
- 罹患歴の共有
- 予防接種履歴の共有
- 家庭での注意点

⑥ 関係機関との情報提供・連携

- 行政機関
- 医療機関

III. 保育施設

1. 保育施設の特徴

- ① 保育施設の意義：保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用者であるため、大人の援助・ケアが必要
- ② 保育所の特性
 - 長時間保育を行っており、様々な生活行為を同一空間で行っている
 - 大人のケアが不可欠な年齢の子を預かっている
 - 乳児と幼児を一緒に預かっている（地震で感染症対策を行えず、他者へ感染させる行為の自粛も行えない）
 - 送迎・相談で保護者等の出入りがあり、感染症持ち込みリスクが高い
 - 乳児を中心に自分の手足・おもちゃ等をなめる行為が行われ制限できない
 - 子ども同士・保育者との密着が避けられない

2. 保育所における感染症対策

- ① 生活場面別の感染対策
 - 食事・授乳
 - 午睡
 - 遊び
 - 排泄・汚物処理
 - 登園・降園
 - 行事
 - 保護者との面談
- ② リスクに応じたゾーニングによる感染症対策
 - 物理的ゾーニング
 - 時間的ゾーニング
 - 人的ゾーニング
- ③ ゾーニングによる感染症対策
- ④ 衛生管理
 - おもちゃ・遊具の消毒
 - 衛生に関する教育

IV. 児童養護施設

1. 児童養護施設の特徴

- ① 児童養護施設の意義：保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当ではない児童に対し、入所児童の養護・養育を行い、自立を支援する

② 児童養護施設の特徴

- 障がいをもつ子どもや心のケア必要な子どもも入所している（医療的・心理的ケアが必要である）
- 幼児・学童・中高生と幅広い年齢の子どもが入所している。
- 入所施設であり、入所児童等の養護を行う
- 乳児院や一時保護所からの受け入れを実施
- 保護者・里親等との面会交流がある（子どもの年齢と家族のつながりの観点から面会が重要）

2. 児童養護施設における感染症対策

① 障がいをもつ子どもの感染症対策

② リスクに応じたゾーニングによる感染症対策

- 物理的ゾーニング
- 時間的ゾーニング
- 人的ゾーニング

③ 入所施設における生活場面別の感染症対策

- 食事
- 就寝
- 日中の外出
- 入浴

④ 受入れ時・受入れ初期の感染症

- 健康状態の把握
- 心の状態の把握

⑤ 保護者との面会交流時の感染症対策

- 入館者の体調チェック・消毒
- 立ち入り可能エリアの設定
- 面会室の感染症対策
- その他面会・交流の工夫

V. 乳児院

1. 乳児院の特徴

① 乳児院の意義：保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する

② 乳児院の特性

- 入所施設であり、入所乳児の養護を行う
- 保護を実施する
- 緊急保護を実施する

- 保護者等との面会交流がある（子どもの年齢と家族のつながりの観点から面会が重要）

2. 乳児院における感染症対策

- ① 生活場面別の感染対策
- ② 通常受入れ時の感染症対策
 - 健康状態の把握
 - 物理的なゾーニング
 - 人的ゾーニング
- ③ 緊急受入れ時受入れ時の感染症対策
 - 健康状態の把握
 - 濃厚接触の状況確認
- ④ 保護者との面会交流時の感染症対策
 - 入館者の体調チェック・消毒
 - 立ち入り可能エリアの設定
 - 面会室の感染症対策
 - その他面会・交流の工夫

VI. 児童館

1. 児童館の特徴

- ① 児童館の意義：遊びを通じた健全育成活動の場である
- ② 児童館の特性
 - 居場所、イベント、クラブ活動等の健全育成活動のために地域の子どもと保護者に開放している
 - 感染リスクの異なる乳児・幼児・学童・それ以上の子どもが共同で利用する施設である（通所）
 - 不特定の子どもが不定期に利用する（利用登録していても、一日の利用者を特定することが困難）

2. 児童館における感染症対策のポイント

- ① 通所施設における活動場面別の感染対策
 - 来館時
 - 室内遊び
 - 外遊び
 - スポーツ
 - イベント
- ② リスクに応じたゾーニングによる感染症対策

- 物理的なゾーニング
- 時間的なゾーニング
- 人的ゾーニング
- ③ 入館時の感染対策
 - 健康状態の把握
 - 体調チェック表の記入・提出
 - 来館者の連絡先の把握
 - 感染予防対策の周知
- ④ 消毒等衛生管理
 - 遊具等共有物の消毒
 - 共有物の使用上注意の周知
 - トイレ洗面の衛生管理

VII. 障がい児入所施設

1. 障がい児入所施設の特徴
 - ① 障がい児入所施設の意義：入所児童の保護、日常生活の指導を行い、知識技能の付与もしくは、独立自活に必要な知識技能の付与および治療を行う
 - ② 障がい児入所施設の特性
 - 入所型と通所型があり、様々な取組を実施
 - 身体障がい、知的障がい、精神障がいなど多様な障がい（障がいの程度も多様）を持つ児童が対象
 - ✓ 通常と異なる状況であることが理解できない子も存在
 - ✓ 疾病や障がいにより大人（場合によっては専門家）のケアや特別なケアが必要
 - 保護者等との面会交流や送迎がある（つながりや交流が入所者の心身の健康に与える影響から制限の判断を行う）
2. 障がい児入所施設における感染症対策
 - ① 入所施設における生活場面別の感染症対策
 - 入所：食事
 - 排泄・汚物処理
 - 入所：入浴・沐浴
 - 通所：送迎
 - ② 障がいに応じた感染症対策基本的予防策
 - 手洗い：介助やウェットティッシュの使用
 - ケアする側の予防策

- ③ 施設的环境整備による対策
 - 換気：機械換気等
- ④ 立ち入り可能エリアの設定
 - 入館者の体調チェック
 - 入館者の手洗い消毒
 - オンライン面会

VIII. 児童発達支援センター

1. 児童発達支援センターの特徴

- ① 児童発達支援センターの意義：障がい児やその家族に対して療育を支援する
- ② 児童発達支援センターの特性
 - 通所：通所児童の養育支援をおこなう
 - 対象児：身体に障がいのある児童・知的障がいのある児童・精神に障がいがある児童（発達障がい）：身体のケアおよび心のケアが必要であり、大人のサポートが必要・障がいの内容・重度によって、行動範囲が異なり、感染リスク異なる
 - 対象年齢が広い：18歳未満であり幼児・学童・中高生
 - 原則開所：感染拡大時、感染症発生時には開所や業務の縮小の判断が求められる
 - 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用（一部の業務に関しては利用者は不特定）
 - 通所施設：保護者の送迎あり
 - 相談支援：特定の児童とその保護者だけでなく、相談を受け付ける

2. 児童発達支援センターにおける感染症対策（汎用的なもの）のポイント

- ① 通所施設における生活場面別の感染症対策
 - 来館時
 - 室内遊び
 - 外遊び
 - イベント
- ② 障がいをもつ子どもの感染症対策
 - 身体障がい
 - 知的障がい・発達障がい
- ③ ゾーニングによる感染症対策
 - 物理的なゾーニング

- 時間的なゾーニング
- 人的ゾーニング
- ④ 消毒等衛生管理
 - 遊具等共有物の消毒
 - 共有物の使用上注意の周知
 - トイレ洗面の衛生管理

IX. 助産施設

助産施設については、病院が指定される形式となっており、病院等の感染症マニュアルを活用できるため、本事業での策定対象からは除外する

X. 母子生活支援施設

1. 母子生活支援施設の特徴

- ① 母子生活支援施設の意義：配偶者のない女子等とその者の監護すべき児童を入所させて保護し、自立の促進のために生活を支援する
- ② 母子生活支援施設の特性
 - 入所：母親と子どもがともに入所する
 - 独立した居室で生活している：家庭と同様の状況
 - 入居児年齢が広い：乳児・幼児・学童・学童以上（20歳まで）
 - 原則開所：感染拡大時であっても利用者の身体・安全・生命を守るための必要不可欠な施設である
 - 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用
 - 緊急一時保護を実施
 - 保育サービスを実施している

2. 母子生活支援施設における感染症対策

- ① 受入れ時の感染症対策
 - 健康状態の把握
 - 物理的なゾーニング
 - 濃厚接触の状況確認
- ② 相談時の感染症対策
 - 相談者の体調チェック・消毒
 - 立ち入り可能エリアの設定
 - 室の感染症対策
 - その他相談の工夫

- ③ 保育サービス ※保育施設に準じる

XI. 児童心理治療施設

1. 児童心理治療施設の特徴

- ① 児童心理治療施設の意義：子どもの心理的ケアを目的に短期間入所または通所することで情緒障がいの治療を行い、退所したものの相談その他の援助を行う施設である
- ② 児童心理治療施設の特徴
 - 情緒障がいがあり、心理治療が必要とされる子どもが対象
 - 入所施設の場合 集団生活：一人一人の子どもと集団両方の健康・安全確保する
 - 主として学童・中高生（18 歳まで）
 - 原則開所
 - 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用
 - 入所施設および通所施設（保護者の送迎が発生）

2. 児童心理治療施設における感染症対策

- ① 心理的なケアが必要な子どもの感染症対策
 - ケアする側の予防策
- ② 入所施設・通所施設における生活場面別の感染症対策
 - 食事
 - 就寝
 - 日中の外出
 - 入浴
- ③ リスクに応じたゾーニングによる感染症対策
 - 物理的ゾーニング
 - 時間的ゾーニング
- ④ 相談時の感染症対策
 - 相談者の体調チェック
 - 相談者の手洗い消毒
 - オンライン相談
- ⑤ 受入れ時・受入れ初期の感染症
 - 健康状態の把握
 - 心の状態の把握

XII. 児童自立支援施設

1. 児童自立支援施設の特徴

- ① 児童自立支援施設の意義：不良行為をなし、またはなすおそれのある児童と生活指導等を要する児童の自立を支援し、退所者の援助を行う
- ② 児童自立支援施設の特徴
 - 不良行為をなし、またはなすおそれのある児童・家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童
 - 入所施設の場合 集団生活：一人一人の子どもと集団両方の健康・安全確保する
 - 通所施設
 - 18歳までの子ども（必要があれば20歳まで措置延長）
 - 原則開所
 - 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用
 - 利用児童の家族や退所者への支援を行う

2. 児童自立支援施設における感染症対策

- ① 生活指導等を要する子どもの感染症対策
- ② 入所施設・通所施設における生活場面別の感染症対策
 - 食事
 - 就寝
 - 日中の外出
 - 入浴
 - 来館時
 - 相談・生活指導
- ③ リスクに応じたゾーニングによる感染症対策
 - 物理的なゾーニング
 - 時間的なゾーニング
 - 人的ゾーニング
- ④ 相談時の感染症対策
 - 相談者の体調チェック
 - 相談者の手洗い消毒
 - オンライン相談
- ⑤ 受入れ時・受入れ初期の感染症
 - 健康状態の把握
 - 心の状態の把握

XIII. 児童家庭支援センター

1. 児童家庭支援センターの特徴

- ① 児童発達支援センターの意義：児童家庭福祉に関する地域相談機関であり、児童に関する家庭等からの相談に応じる、要保護性がある児童や施設を退所後間もない児童等やその家庭について指導を行う
- ② 児童発達支援センターの特性
 - 通所施設：家庭からの相談や指導を行う・里親やファミリーホームからの相談に応じる
 - 対象年齢が広い：主として幼児・学童・学童以上
 - 原則開所：感染拡大時、感染症発生時には開所や業務の縮小の判断が求められる
 - 利用者は不特定：継続利用する児童や家庭もあるものの、不特定の児童やその家庭の利用が想定される

2. 児童家庭支援センターにおける感染症対策

- ① 通所施設における活動場面別の感染対策
 - 指導時
 - 来館時
 - 相談時
- ② 相談時の感染症対策
 - オンライン相談
- ③ 入館時の感染対策
 - 健康状態の把握
 - 体調チェック表の記入・提出
 - 来館者の連絡先の把握
 - 感染予防対策の周知
- ④ 消毒等衛生管理
 - 遊具等共有物の消毒
 - 共有物の使用上注意の周知
 - トイレ洗面の衛生管理

事業継続ガイドライン等 骨子（案）

目次

I. BCP 基礎知識	2
1. 想定されるリスク	2
2. 策定の目的.....	2
3. BCP の目標	2
4. リスクに応じた BCP の基礎知識.....	2
5. 児童福祉施設に求められる役割.....	3
II. BCP 策定にあたって検討する事項例（事前の対策）	4
1. 業務の棚卸と優先順位を整理：継続して実施すべき業務の選定.....	4
2. 体制構築	4
3. 職員の人員確保	4
4. 情報共有・情報連携・関係各所との連携	5
III. BCP の種類に応じて検討する事項例（タイミング別対策）	5
1. 新型コロナウイルスを含む感染症	5
2. 自然災害（地震）	5
3. 自然災害（風水害）	6
IV. BCP の策定/BCP の検証（BCM）	7
V. 施設別のポイント.....	7
1. 施設の特徴と検討項目.....	7
2. 事例：	14
3. ひな形：フォーマットを作成するよう検討する	14

I. BCP 基礎知識

1. 想定されるリスク

- ① 新型コロナウイルスを含む感染症
- ② 自然災害（地震）
- ③ 自然災害（風水害）

2. 策定の目的

- ① 災害等の発生時に備え、被害を最小限に抑え必要な業務が継続できるよう事前に計画を定める

3. BCP の目標

- 利用者および職員の安全の確保
- 施設機能の維持
- 早期復旧・再開

4. リスクに応じた BCP の基礎知識

- 新型コロナウイルス感染症
 - ◆ 被害の対象：主として人に対する被害が大きい
 - ◆ 地理的な影響：国内全域、全世界的、代替施設での操業や取引事業者間の補完が困難
 - ◆ 被害の期間：長期化が推測（不確実性が高く影響予測が困難）
 - ◆ 災害発生と被害抑制：海外で発生した場合、国内発生までの間準備が可能
 - ◆ 被害量：感染防止策により左右される
 - ◆ 事業への影響：長期的に継続するため悪化の懸念あり
 - ◆ 入所系の施設の業務量の時間的推移：感染対策の業務が増加するのに加えて職員自身や職員の家族が感染するなど出勤できないケースも想定され、業務量が増加
 - ◆ 通所系の施設の業務量の時間的推移：感染発生により業務縮小となることが想定され業務量は減少
- 自然災害（地震）
 - ◆ 被害の対象：主として施設・設備等社会インフラへの被害
 - ◆ 地理的な影響：地域的・局地的⇒代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能
 - ◆ 被害の期間：過去の事例等からある程度の影響想定が可能
 - ◆ 災害発生と被害抑制：主に兆候がなく突発する
 - ◆ 被害量：事後の制御不可能
 - ◆ 事業への影響：事業を復旧すれば業績回復が期待できる
 - ◆ 入所系の施設の業務量の時間的推移：避難誘導・安否確認等の災

- ◆ 害時業務が発生のため、通常の業務量は優先業務のみとなり減少
- ◆ 通所系の施設の業務量の時間的推移：インフラ停止などによる通常業務の休止や避難誘導・安否確認などによる災害時業務の発生のため、通常の業務量は急減

➤ 自然災害（風水害）

- ◆ 被害の対象：主として施設・設備等社会インフラへの被害
- ◆ 地理的な影響：地域的・局地的⇒代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能
- ◆ 被害の期間：気象情報等から影響想定が可能
- ◆ 災害発生と被害抑制：気象情報等で災害発生がある程度予測可能
- ◆ 被害量：災害防止策により一部抑制可能
- ◆ 事業への影響：事業を復旧すれば業績回復が期待できる
- ◆ 入所系の施設の業務量の時間的推移：避難誘導・安否確認等の災害時業務が発生のため、通常の業務量は優先業務のみとなり減少
- ◆ 通所系の施設の業務量の時間的推移：インフラ停止などによる通常業務の休止や避難誘導・安否確認などによる災害時業務の発生のため、通常の業務量は急減

5. 児童福祉施設に求められる役割

➤ 保育施設

保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用者であるため、大人の援助・ケアが必要：原則開所が求められるものの、災害の性質・規模等によって、開所・業務縮小・一時休止の判断を行う

➤ 児童養護施設

保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当ではない児童に対し、入所児童の養護・養育を行い、自立を支援：災害発生時であっても入所児童の身体・安全・生命を守るための必要不可欠な施設

➤ 乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する：災害発生時であっても入所児童の身体・安全・生命を守るための必要不可欠な施設

➤ 児童館

遊びを通じた健全育成活動の場である：原則開所が求められるものの、災害の性質・規模等によって、開所・業務縮小・一時休止の判断を行う

➤ 障がい児入所施設

入所児童の保護、日常生活の指導を行い、知識技能の付与もしくは、独立自活に必要な知識技能の付与および治療を行う：：災害発生時で

- あっても入所児童の身体・安全・生命を守るための必要不可欠な施設
- 児童発達支援センター
障がい児やその家族に対して療育を支援する：原則開所が求められるものの、災害の性質・規模等によって、開所・業務縮小・一時休止の判断を行う
 - 助産施設
妊産婦が入院して出産を行う施設であるため、安心安全な助産を支援する施設：原則開所
 - 母子生活支援施設
配偶者のない女子等とその者の監護すべき児童を入所させて保護し、自立の促進のために生活を支援する：事業継続が求められる
 - 児童心理治療施設
子どもの心理的ケアを目的に短期間入所または通所することで情緒障がいの治療を行い、退所したものの相談その他の援助を行う：原則開所が求められるものの、災害の性質・規模等によって通所機能の縮小などの判断を行う
 - 児童自立支援施設
不良行為をなし、またはなすおそれのある児童と生活指導等を要する児童の自立を支援し、退所者の援助を行う：原則事業継続が求められる
 - 児童家庭支援センター
児童家庭福祉に関する地域相談機関である：原則開所が求められるものの、災害の性質・規模等によって、開所・業務縮小・一時休止の判断を行う

II. BCP 策定にあたって検討する事項例（事前の対策）

1. 業務の棚卸と優先順位を整理：継続して実施すべき業務の選定
 - ① 入所・通所別優先業務：通所は業務の休止等の検討
 - ② 子どもの年齢別（乳児・幼児・学童・学童以上）：自力で身を守ることができない、身を守るのに大人のケアが必要・若干のケアが必要・ケア不要によって、優先業務が異なる
 - ③ 障がい別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・なし）
 - ④ 利用者種別（不特定多数・限定）
2. 体制構築
 - ① 組織図の作成：役割の洗い出し
 - ② 役割分担：担当の分担の検討
3. 職員の人員確保

- ① 人員確保の手段を検討する
 - ・ 職員の参集ルールを決める
 - ・ 同一法人等での手当
 - ・ 他の法人等での手当
 - ・ ボランティアの受け入れ
- 4. 情報共有・情報連携・関係各所との連携
 - ① 情報収集先を一覧にしておく【情報収集先のフォーマットの作成】
 - ② 連絡フローの作成：関連先の連絡先一覧・連携先の連絡先一覧・保護者等の連絡先・保護者との連絡手段の確保 【連絡先一覧表のフォーマットの作成】
 - ③ リスクの把握：立地条件や施設計画からリスクの把握を行う

III. BCP の種類に応じて検討する事項例（タイミング別対策）

- 1. 新型コロナウイルスを含む感染症
 - ① 事前の対策
 - ◆ 備品の確保：消毒液・マスク・防護服
 - 感染疑い発生時の対応
 - 濃厚接触者発生時の対応
 - 陽性者発生時の対応
- 2. 自然災害（地震）
 - ① 事前対策
 - 避難場所・避難経路の確認
 - 近隣のライフライン確保場所の確認
 - 避難誘導の検討
 - 障がいの特性・年齢に応じた避難誘導
 - 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備
 - 口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導
 - パニックなどによる 2 次災害の防止
 - 備蓄品の確保：食料品・医療品の備蓄
 - 非常用持ち出し物・重要書類
 - ② 発災時の対応
 - 発災直後
 - 発災～6 時間
 - ◆ 職員の収集
 - ◆ 通所施設
 - ・ 保護者への引き渡し

- ・ 引き渡し不可の場合の対応（関係機関へに引き継ぎ・引き渡し）
- ◆ 入所施設
 - ・ 安否確認・安全ゾーンの確認
 - ・ 避難の検討
- ステージ毎の対応
- ③ 地域貢献
 - ◆ 福祉避難所の開設要請がある場合
 - ◆ 地域の方が避難所を求めて来訪した場合

3. 自然災害（風水害）

- ① 事前の対策
 - 避難場所・避難経路の確認
 - 避難誘導方法の検討：事前に気象情報などから情報を入手し、避難のタイミングを検討（発災前に避難する）
 - ◆ 障がいの特性・年齢に応じた避難誘導方法の検討
 - ・ 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備
 - ・ パニックなどによる２次災害の防止
 - ◆ 口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導方法の検討
 - 備蓄品の確保：食料品・医療品の備蓄
 - 非常用持ち出し物・重要書類
- ② 発災から時間経過別の対応
 - 発災直後
 - 発災～6 時間
 - ◆ 通所施設
 - ・ 事前に気象情報などから情報を入手し、事前に閉所等の検討をする
 - ・ 風雨が強くなった場合、利用者は安全になるまで帰宅させない
 - ◆ 入所施設：安全ゾーンでの待機
- ③ 地域貢献

IV. BCP の策定/BCP の検証 (BCM)

- ① PDCA サイクル：避難訓練や防災点検後は、潜在的なリスクや課題を明らかにして、解決策を検討し、BCP 計画の改善を行う
- ② 研修・訓練：研修等で避難計画を周知し、訓練を行い、非常時の対処法を身に着け、課題を洗い出す

V. 施設別のポイント

1. 施設の特徴と検討項目

① 保育所等・地域型保育事業所

(通所×乳児・幼児×利用者限定)

➤ 保育所の特徴

- ・ 長時間保育：長時間を施設で過ごす
- ・ 集団保育：集団で生活している・一人一人の子どもと集団両方の健康・安全確保する
- ・ 乳幼児が対象：乳児・幼児のため大人のケアが必須である
- ・ 原則開所
- ・ 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用
- ・ 通所施設（保護者の送迎が発生）

➤ 検討項目

◆ 共通

- ・ (通所) 開所・業務縮小・一時休止の判断基準
 - ✧ 感染疑い者発生で延長保育は休止するか？
 - ✧ 陽性者発生で何日休所するか？
 - ✧ 特別警報が発令されている場合、事前に休止できるか？

◆ 感染症

- ・ (通所) 発症時の利用者の保護者への引き渡し・保護者へ引き渡せない場合の関係機関との連携

◆ 自然災害

- ・ (通所) 利用者の保護者への引き渡し・保護者へ引き渡せない場合の関係機関との連携
- ・ (年齢別) 避難する場合の避難方法の検討：自力で避難できない利用者の対応

② 児童養護施設

(入所×幼児・学童・中高生×利用者限定＋参考(障がい))

➤ 児童養護施設の特徴

- ◆ 入所：入所児童の養護・養育を行う
- ◆ 集団養育：集団で生活している・一人一人の子どもと集団両方の健康・安全確保する
- ◆ 対象年齢が広い：幼児・学童・学童以上と一緒に生活している（行動範囲の違いから感染リスクが異なる）
- ◆ 原則開所：感染拡大時であっても入所児童の身体・安全・生命を守るための必要不可欠な施設である
- ◆ 心のケアを必要とするケースがある
- ◆ 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用
- ◆ 乳児院や一時保護所からの受け入れを実施

➤ 検討項目

- ◆ （年齢別）（障がい別）避難する場合の避難方法の検討：自力で避難できない利用者の対応
- ◆ （通所・入所別）保護者等への連絡手段の確保
- ◆ （通所・入所別）感染症発生時のゾーニングによる対策：別室での療養の場所の確保
- ◆ （通所・入所別）職員の確保：夜間の発災時等職員の確保・職員参集の検討

③ 乳児院

（入所×乳児×利用者限定）

➤ 乳児院の特徴

- ◆ 入所：入所乳児の養護・養育を行う
- ◆ 集団養育：集団で生活している・一人一人の子どもと集団両方の健康・安全確保する
- ◆ 対象年齢が0～2歳：大人のケアが不可欠・利用者自身の抵抗力・免疫力が低い
- ◆ 原則開所：感染拡大時であっても入所乳児の身体・安全・生命を守るための必要不可欠な施設である
- ◆ 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用
- ◆ 保護・緊急保護を実施する：健康状態の確認が不十分なまま受け入れることもありうる

➤ 検討項目

- ◆ （年齢別）（障がい別）避難する場合の避難方法の検討：自力で避難できない利用者の対応
- ◆ （通所・入所別）保護者等への連絡手段の確保

- ◆ (通所・入所別) 感染症発生時のゾーニングによる対策：別室での療養の場所の確保
- ◆ (通所・入所別) 職員の確保：夜間の発災時等職員の確保・職員参集の検討児童館

④ 児童館

(通所×乳児・幼児・学童・中高生×不特定多数+障がい (参考))

➤ 児童館の特性

- ◆ 長時間保育：長時間を施設で過ごす
- ◆ 乳児・幼児・学童・それ以上の子どもが利用する
- ◆ 原則開所：感染拡大時、感染症発生時には開所や業務の縮小の判断が求められる
- ◆ 利用する児童は不特定：不特定の子どもが不定期に利用
- ◆ 通所施設：乳児・幼児は保護者も一緒に利用する

➤ 検討項目

- ◆ (通所・入所別) 開所・業務縮小・一時休止の判断
- ◆ (限定・不特定利用別) 利用者の把握：利用者の名前・年齢・連絡先の把握
- ◆ (限定・不特定利用別)：保護者等への連絡手段の確保：保護者の連絡先の把握
- ◆ (通所・入所別) 発災時・感染症罹患時の利用者の保護者への引き渡し・保護者へ引き渡せない場合の関係機関との連携
- ◆ (通所・入所別) 感染症発生時のゾーニングによる対策：一時的な隔離の場所の確保

⑤ 障がい児入所施設 (福祉型・医療型)

(入所×幼児・学童・中高生×障がい種別×利用者限定)

➤ 障がい児入所施設の特性

- ◆ 入所：入所児童の保護をおこなう
- ◆ 対象児：身体に障がいのある児童・知的障害のある児童・精神に障がいがある児童 (発達障害)：身体のカケアおよび心のカケアが必要であり、大人のサポートが必要・障がいの内容・重度によって、行動範囲が異なり、感染リスクが異なる
- ◆ 集団養育：集団で生活している・一人一人の子どもと集団両方の健康・安全確保する

- ◆ 対象年齢が広い：18歳未満であり幼児・学童・学童以上と一緒に生活している（行動範囲の違いから感染リスクが異なる）
- ◆ 原則開所：感染拡大時であっても入所児童の身体・安全・生命を守るための必要不可欠な施設である
- ◆ 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的にご利用

➤ 検討項目

- ◆ 障がいの特性・年齢に応じた避難誘導
- ◆ 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備
- ◆ 口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導
- ◆ パニックなどによる2次災害の防止
- ◆ （年齢別）（障がい別）避難する場合の避難方法の検討：自力で避難できない利用者の対応
- ◆ （障がい別）口頭の呼びかけだけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導方法
- ◆ （障がい別）通常と異なる状況でパニックを起こす可能性がある方への避難誘導方法
- ◆ （通所・入所別）保護者等への連絡手段の確保
- ◆ （通所・入所別）感染症発生時のゾーニングによる対策：別室での療養の場所の確保
- ◆ （通所・入所別）職員の確保：夜間の発災時等職員の確保・職員参集の検討

⑥ 発達支援センター（福祉型・医療型）

（通所×幼児・学童・中高生×障がい種別×利用者限定）

➤ 発達支援センターの特性

- ◆ 通所：通所児童の養育支援をおこなう
- ◆ 対象児：身体に障がいのある児童・知的障害のある児童・精神に障がいがある児童（発達障害）：身体のケアおよび心のケアが必要であり、大人のサポートが必要・障がいの内容・重度によって、行動範囲が異なり、感染リスク異なる
- ◆ 対象年齢が広い：18歳未満であり幼児・学童・学童以上
- ◆ 原則開所：感染拡大時、感染症発生時には開所や業務の縮小の判断が求められる
- ◆ 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的にご利用（一部の業務に関しては利用者は不特定）
- ◆ 通所施設：保護者の送迎あり

- ◆ 相談支援：特定の児童とその保護者だけでなく、相談を受け付ける

➤ 検討項目

- ◆ (通所・入所別) 開所・業務縮小・一時休止の判断
- ◆ (年齢別) (障がい別) 避難する場合の避難方法の検討：自力で避難できない利用者の対応
- ◆ (障がい別) 口頭の呼びかけだけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導方法
- ◆ (障がい別) 通常と異なる状況でパニックを起こす可能性がある方への避難誘導方法
- ◆ (通所・入所別) 保護者等への連絡手段の確保
- ◆ (通所・入所別) 発災時・感染症罹患時の利用者の保護者への引き渡し・保護者へ引き渡せない場合の関係機関との連携
- ◆ (通所・入所別) 感染症発生時のゾーニングによる対策：一時的な隔離の場所の確保
- ◆ (限定・不特定利用別) 相談支援等の利用者の把握：利用者の名前・年齢・連絡先の把握

⑦ 助産施設

助産施設は、病院が指定される形式となっており、病院等のガイドラインを活用できるため、本事業からは対象外とします

⑧ 母子生活支援施設

(入所×乳児・幼児・学童・中高生×利用者限定)

➤ 助産施設の特性

- ◆ 入所：母親と子どもがともに入所する
- ◆ 独立した居室で生活している：家庭と同様の状況
- ◆ 入居児年齢が広い：乳児・幼児・学童・学童以上（20歳まで）
- ◆ 原則開所：感染拡大時であっても利用者の身体・安全・生命を守るための必要不可欠な施設である
- ◆ 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用
- ◆ 緊急一時保護を実施

➤ 検討項目

- ◆ 避難する場合の避難場所・避難方法の検討：自力で避難できない利用者とその子どもの対応
- ◆ (保育サービス実施時に発災した場合)：保護者への引き渡し・保

護者へ引き渡せない場合の関係機関との連携

- ◆ (保育サービスや相談時に感染疑い症状が発症した場合) 感染症発生時のゾーニングによる対策：居室での隔離の実施（保護者が罹患した場合の子どもの支援の検討）

⑨ 児童心理治療施設

(入所・通所×学童・中高生×利用者限定×障がい(情緒))

➤ 児童心理治療施設の特徴

- ◆ 情緒障がいがあり、心理治療が必要とされる子どもが対象
- ◆ 入所施設の場合 集団生活：一人一人の子どもと集団両方の健康・安全確保する
- ◆ 主として学童・学童以上（18歳まで）
- ◆ 原則開所
- ◆ 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用
- ◆ 入所施設および通所施設（保護者の送迎が発生）

➤ 検討項目

- ◆ (障がい別) 通常と異なる状況でパニックを起こす可能性がある方への避難誘導方法
- ◆ (通所・入所別) 保護者等への連絡手段の確保
- ◆ (通所・入所別) 感染症発生時のゾーニングによる対策：別室での療養の場所の確保
- ◆ (通所・入所別) 職員の確保：夜間の発災時等職員の確保・職員参集の検討
- ◆ (通所・入所別) 通所児童：発災時・感染症罹患時の利用者の保護者への引き渡し・保護者へ引き渡せない場合の関係機関との連携

⑩ 児童自立支援施設

(入所・通所×学童・中高生×利用者限定)

➤ 児童自立支援施設の特徴

- ◆ 不良行為をなし、またはなすおそれのある児童と生活指導等を要する児童が対象
- ◆ 入所施設の場合 集団生活：一人一人の子どもと集団両方の健康・安全確保する
- ◆ 主として学童・学童以上（18歳まで）
- ◆ 原則開所

- ◆ 利用する児童は限定的：特定の児童が定期的に利用

- ◆ 入所施設および通所施設（保護者の送迎が発生）

- 検討項目

- ◆ （通所・入所別）保護者等への連絡手段の確保

- ◆ （通所・入所別）感染症発生時のゾーニングによる対策：別室での療養の場所の確保

- ◆ （通所・入所別）職員の確保：夜間の発災時等職員の確保・職員参集の検討

- ◆ （通所・入所別）通所児童：発災時・感染症罹患時の利用者の保護者への引き渡し・保護者へ引き渡せない場合の関係機関との連携

- ◆ 外に出せない場合の対応を検討する

⑪ 児童家庭支援センター

（通所×乳児・幼児・学童・中高生×不特定多数）

- 児童家庭支援センターの特性

- ◆ 通所施設：家庭からの相談や指導を行う・里親やファミリーホームからの相談に応じる

- ◆ 対象年齢が広い：主として幼児・学童・学童以上

- ◆ 原則開所：感染拡大時、感染症発生時には開所や業務の縮小の判断が求められる

- ◆ 利用者は不特定：継続利用する児童や家庭もあるものの、不特定の児童やその家庭の利用が想定される検討項目

- 検討項目

- ◆ 通所・入所別）開所・業務縮小・一時休止の判断

- ◆ （限定・不特定利用別）利用者の把握：利用者の名前・年齢・連絡先の把握

- ◆ （限定・不特定利用別）：家族への連絡手段の確保：家族の連絡先の把握

- ◆ （通所・入所別）発災時・感染症罹患時の利用者（児童）の引き渡し・引き渡せない場合の関係機関との連携

- ◆ （通所・入所別）感染症発生時のゾーニングによる対策：一時的な隔離の場所の確保

2. 事例：

3. ひな形：フォーマットを作成するよう検討する